

令和5年 黒部市教育委員会3月定例会 議事録

日時 場所	令和5年3月28日(火)午後1時30分～午後3時22分 黒部市役所201会議室
出席者	教育長 中 義文 教育委員 紙谷 真紀 (教育長職務代理者) 教育委員 浅野 詠子 教育委員 濱田 賢 教育委員 吉澤 浩司 教育部長 藤田 信幸 学校教育課長・学校給食センター所長 小倉 信宏 生涯学習文化課長 中湊 栄治 スポーツ課長 上島 晴香 図書館長 寺林 佳子 学校教育班長 平田 恩 交流センター企画運営班長 牧野 恵美 こども支援課長 浦田 武治 学校教育課主幹 舘野 敬子 学校給食センター主幹 松平真由美 学校教育課長補佐 尾崎俊太郎
傍聴人	なし (会議冒頭「市民憲章」朗唱)
教育長	只今から、黒部市教育委員会3月定例会を開会します。「議事録の署名について」は、私が署名します。次に、「2月定例会の議事録」について、訂正・質問等がありましたらお願いします。
委員	(意見等なし)
教育長	次に教育長報告をいたします。 1 所管事業の状況報告について(行事等) (1) 2月27日(月) 令和4年度伝承芸能・伝承技術士認定式(コラーレ) (2) 2月27日(月) 令和4年度黒部市教育文化表彰式(コラーレ) (3) 3月20日(月) さくら幼稚園卒園式(さくら幼稚園) 2 出席した会議等の概要報告について (1) 2月27日(月) 第7回KUROBE型地域部活動あり方検討会(市役所) (2) 3月3日(金) 第5回黒部踊り街流し実行委員会(市役所) (3) 3月27日(月) 令和4年度第2回黒部国際化教育推進協議会(市役所) 3 所管事務に関する問題・情報等について(児童・生徒の安全・安心に関すること) [前回会議以降、今回会議までの間] (1) 児童・生徒の交通事故等 ○交通事故(0件) ○その他の事故等(5件) (2) 不審者情報等(1件)

- (3) 鳥獣出没情報 (0件)
- (4) いじめの認知件数及び指導の経過 (2月報告分)
 - ①小学校 (新規認知件数2、指導中9、解消4)
 - ②中学校 (新規認知件数0、指導中1、解消1)
- (5) 不登校児童生徒数 (2月報告分)
 - 小学校24人/中学校46人/計70人
- (6) 令和4年度在籍児童・生徒・園児数 (令和5年3月1日現在)
 - ①小学校 児童数1,930人 (前月比 2人減)
 - ②中学校 生徒数1,084人 (前月比 増減なし)
 - ③幼稚園 園児数 36人 (前月比 増減なし)
- (7) インフルエンザによる学級閉鎖等

月 日	学校名	学年、学級等	閉鎖状況
2月22日(水)～2月23日(木)	桜井小学校	第1学年2組	学級閉鎖
2月25日(土)～2月27日(月)	荻生小学校	第1学年	学年閉鎖
3月14日(火)～3月15日(水)	石田小学校	第6学年	学年閉鎖

以上、教育長報告としますが、確認、質問等がありましたらお願いします。

委員

教育長報告の中で卒園式の服装についての話がありましたが、黒部市の中で制服がある学校とない学校の数を教えてください。私服であれば、わざわざ服を買う人もいれば借りたという人もおられ、これから入学式を迎えることもあり、保育所で借りた和装をもう一度使うという考え方もあれば買わなくても済むこともあると思いますので。

学校教育班長

制服のない学校は1校だけです。あとは制服があります。

委員

その1校では入学式の服装について話があるのかなと思いました。2点目ですが、土日の部活動のあり方検討会で近所の保護者から聞いていると来年度、部活動がない土日を迎える、今までやっていた部活動でも土日の受け入れ先がなければ土日ではできないとのこと。土日に子供たちがフリーになるのがいいのか悪いのか、今までなかったことなので不安に思っておられる保護者の方もおられるということで、学校でどのような指導をしておられるのか、来年度の説明がどのようになっているのか、わかっているところまで結構なのでお話しいただければと思います。

教育長

今委員が言われた保護者の心配については、地域部活動、平日部活動、クラブ活動、それらを分けなくてまとめて言っておられると思います。まず土日の地域部活動について説明をお願いします。

スポーツ課長

地域部活動と言われているのは、土日、休日の部活動を地域の指導者に指導していただくものでございます。令和3年度から国のモデル事業として取組んでまいりまして、現在は、両中学校で、運動部活動が30部活動あるうち10部活動が地域移行しておりまして、2中学校が合同でやっている部活動もあれば、単独の中学校でやっている部活動もあります。新年度に向けて地域の指導者に教えていただく活動を広げていきたいということで進めています。ただ、簡単に指導者が見つからない部活動もありまして、できる形で現在進めているところです。週1回、3時間程度を地域の指導者にとり基本方針ですが、週1回で月4回のところを指導者が見つからず、まず月1回、強化練習会のような形で実施する地域部活動もあります。

教育長

地域部活動に移行したら試合に出られない種目もあります。試合が生徒たちの練習の成果を発揮する場ということであれば、その種目については今まで通りクラブチームが活動の主体となるなど複雑になってまいります。委員から保護者への説明がどうなっ

いるかということがありましたが、スポーツ課長、地域部活動についての説明会の状況はどうですか。

スポーツ課長

地域部活動は私たちがやっていた頃の部活動とスタイルが変わってくるということで保護者の理解が必要です。まず在学している生徒の保護者向けに説明会をしております。それと新一年生になる保護者に向けても説明会をしているところです。部活動のやり方というか、これまでの土日もやっていた学校管理の中での部活動が変わっていることも含めてご説明をしています。具体的に、この競技について地域移行する予定というのも説明会でお話ししています。

委員

なかなか子供たちが運動部活動の方に入る傾向が少なくなってきたということがあり部活動の方では土日が離れていくことで、子供たちが部活動に行かないとふらふらすんじゃないかと保護者が心配しているのだと思います。

教育長

生徒指導上、土日何もすることがなくて大丈夫かという心配ですが、子供たちのアンケートでは土日まで部活動をしたくないという生徒もたくさんいます。その分、何をするかというと学習塾に行くなどあるようです。一律に部活動に入りなさいというものではなくってきていることであります。

委員

卒業式の服装のことで話がありましたが、私が卒業式に参加したときに小学生の男子の髪形について気がかりだったのでお聞きします。男子1名、長髪で縛っていました。その子が今度入学するときはどうするのかとちょっと気になりました。おそらく中学校の入学説明会で男子はこういう髪形、女子はこういう髪形とかつては説明していたと思います。男子の服装、髪形はこうとか。それで、男子はこう、女子はこうという風な記載の仕方は今もしているのですか。

教育長

今はないと思います。今は、ジェンダーフリーで性的マイノリティを認めるという考えから「絶対こうしなさい」というきまりではないです。以前は教員が玄関で頭髪検査をしたり、服装検査をしたりしていました。今は、ふさわしい服装や髪形を示しますが、きちっと決めてそれを絶対守りなさいと指導していないのが現状です。それが乱れの原因にならないかとの心配もありますが、そこはあまりにもひどいようであれば学校では個別に指導しているかと思えます。委員の皆さんが出席された卒業式に、議員も出ておられます。議員からいまだに男女別の名簿かとの指摘がありました。それについては学校にも伝えております。一部の市町村では男子何名、女子何名と記載してあるのもおかしい、男女の記載を改めるのも世の中の流れになってきています。本市の中でも男子何名、女子何名と記載してあるしおりもあれば書いてないものもありました。服装や髪形については、まったく自由というわけにもいきませんから様子を見ながら対応していきたいと思えます。また入学式で委員の皆さんが行かれたときに、気になったことなど教えていただけたらと思えます。

委員

地域部活動の指導者確保をされているとのことでしたが、どういった方にお声がけしているのですか。

スポーツ課長

それぞれの競技協会に推薦をお願いし派遣していただいているのと、既にクラブとして活動しているものについては、そこからの指導者の派遣をお願いしています。

委員

では経験者が推薦で来られるということですね。

スポーツ課長

はい。

委員	どういった方がこられるのか保護者も心配かなと思いましたが、経験しておられる方が来られるのなら大丈夫ですね。
教育長	あくまで競技協会の中で選んでいただいてその方をお願いしていますが、その競技協会にどれだけの指導者がおられるかによって、土日出られる方がなかなかいないという状況はあります。
委員	指導者が土日派遣されるにあたって報酬はありますか。
スポーツ課長	報酬は決めてありまして、国の示している標準的な金額をお支払いしています。
委員	いじめのところで、解消、新規、継続とありますが、解消の判断基準はどういったものですか。
学校教育班長	いじめ事案に関しては本人と面談を繰り返し最近の状況を確認しています。また保護者にも児童生徒の様子を確認しています。その中で3か月を一つの区切りとしております。これまでの事例から3か月以内で解消することはないです。
委員	継続しているのはどういった状況ですか
学校教育班長	担任が生活の様子をみて、いじめの様子が見られるというのがありますし、本人がいじめを継続しているということを保護者に言っているということもあります。
委員	教育方針にもあるとおり、いじめをなるべくゼロにしていくということがあると思うので注視していかなければならないと思います。
教育長	継続という表記だと、ずっといじめられっぱなしではないか心配があります。かといって3か月経っていないから継続という単純なものでもありません。一旦いじめの認識があった場合、要所要所で見守りをしながら対応している期間が継続で、もう大丈夫とみたときに解消に移っていくということになります。その他、よろしいでしょうか。
委員	(意見等なし)
教育長	それでは次に「5 議案」の審議に移ります。まず「議案第9号、黒教育委員会行政組織規則の一部改正について」であります。説明願います。
教育部長	議案第9号は黒部市教育委員会行政組織規則の一部改正についてであります。改正の趣旨としましては、令和5年度の黒部市行政組織の改正及び関係法律の改正等に伴うものであります。主な変更点といたしましては、現在、建築中のくろべ市民交流センターの所管が今まで教育委員会生涯学習文化課だったものが、総務管理部地域協働課に移ることによる改正であります。また、現在、美術館運営審議会というものがございしますが、博物館法の規定に準じて美術館協議会に名称を変更するものです。その他、博物館法の改正によりまして引用条項に条ずれが生じたので、それを変更するものです。施行期日は令和5年4月1日であります。
教育長	質問がありましたら、お願いします。
委員	(質問等なし)
教育長	それでは、採決します。議案第9号について原案どおり決定してよろしいでしょうか。

委員	(異議なし)
教育長	次に、「議案第10号 黒部市学校給食センター規則の一部改正について」説明願います。
学校給食センター所長	学校給食運営委員会の委員は、これまで「(1)学校等の校長、園長及び教諭」「(2)PTAの代表」としておりました。これですと、各学校の校長や教諭、それから各小中学校のPTA会長の全てが組織に入るように解釈されますので、「(1)幼稚園、小学校及び中学校を代表する者」とし、ある程度、絞り込んだものとして変更します。(2)については、「幼稚園、小学校及び中学校を代表する者」を、「園児、児童及び生徒の保護者を代表する者」とし、この2点をしっかりと明記させていただきたいということとです。それから「(4)黒部市教育委員会委員のうち、教育長が指名する者」ということで、これまでも職務代理の方にこの委員として入っていただいておりますが、その条項がなかったのが新規で明記させていただきたいということとです。その他、これまで公募委員という方もおられました。そういった方もありますので、「(5)前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者」として、そのまま残している形になっております。令和5年度以降はこのように取り組みたいということと、施行期日については令和5年4月1日付けとしております。以上が規則の一部改正についてであります。
教育長	議案第10号について質問があればお願いいたします。現行の運営について誰がどのような立場でというのをみえるように記載したということとあります。よろしいですか。
委員	(質問等なし)
教育長	それでは採決いたします。議案第10号について原案の通り承認することにご異議ありますか。
委員	(異議なし)
教育長	異議なしとして、議案第10号は原案通り決定いたします。 次に「議案第11号 黒部市立公民館条例施行規則の一部改正について」説明願います。
生涯学習文化課長	市議会3月定例会において議決された教育委員会関係議案ということでいくつかございます。公民館条例につきましても3月定例会において改正が議決されております。条例は市議会にて議決制定されます。その条例を補完する規則は教育委員会規則であれば、この場で採決いただきますし、市長部局であれば市長が決裁するというものでございます。公民館条例の一部有料化ということで3月24日議決して条例が制定され、それを受けて、条例に委ねられている規則について教育委員会で制定いただくという流れになります。条例で有料化が決まり、ただし、特別の理由があると認めるときは、全部または一部を免除することができるかと規定されております。条例第10条の規定による使用料の減免は別表の通り4つのパターンがございます。市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、および高等学校が活動の一環として利用するときは、7割減免、市及び市の関係機関が直接利用するときは5割減免、市が別に定める活動基準を満たすと認めた団体の場合は5割減免、そして公益法人及び公共的団体等が利用するときは3割減免ということで、こういった減免をルール化するものでございます。ちなみに、この減免割合については、現行では国際文化センターコラーレとまったく同じです。条例の制定については、改めて報告の部分で詳しく説明させていただきます。説明は以上です。

教育長	議案第11号について、只今説明がありました。減免の割合や内容について、どのようなときにどれぐらいの減免ということに記載しておくことによって、きちっと対応できるということでもあります。質問はありますでしょうか。
委員	減免の区分で例えば中学校及び高等学校がその活動の一環として利用するときと記載されてますけども、例えば黒部市内の桜井高校の生徒が部活の一環として公民館の部屋を借りるときは減免の対象になりますか。
生涯学習文化課長	大事なところが抜けておりました。元々公民館というのは、委員の皆様よくご存知の通り無料です。これは社会教育法に基づく社会教育活動であれば無料だということです。今、委員が言われたことについても、現状、公民館は無料で使っているはずで。今回有料化するのには、その社会教育活動以外の部分です。企業なり収益活動にも使ってもいいのではないかと、さらに、そこで子供の習い事とかやってもいいのではないかとという意見があります。そこで、社会教育活動を最優先に、余力があれば、そういった使い方で貸してもいいだろうということで、今回有料化するものです。有料化の対象活動が、本来の公民館活動ではない目的外使用という区分で、規則に適合すれば、少し減免をするということです。ですから委員がイメージする高校生が地域のために、例えば書道部が活動するとか、そのような活動は社会教育活動そのものなので、元々有料にはならないということです。
委員	そこはそうかなと思います。そうではなくて、例えば桜井高校の生徒が友達同士で何か個人的なサークルみたいなものを立ち上げて活動するのに利用するとなった時に、それが果たして、その社会教育的な活動なのかどうなのかって判断がつかないようなものになった時に、それが減免の対象になるのかそのあたりの線引きがちょっと見えにくいかなと思います。
生涯学習文化課長	ありがとうございます。今、公民館使っておられる人は公民館活動ってことでわかりやすいのですが、これからは特に若い方に来ていただきたいと考えております。例えば、Wi-Fi環境を整備して、夏休み、子供たちや高校生が集まってゲームをするのに使わせてほしいといわれます。若い子が足を運んでくれるというのは、非常に歓迎すべきと考えているわけです。どういう場合が社会教育活動として無料にするのか、どれが有料なのか、そのあたりを既存の利用も含めて、4月、5月、6月ぐらいで、整理しながらマニュアル化して、10月から実際有料化してきます。10月の市民交流センターのオープンに合わせて、三日市公民館以外の15公民館も共用開始するということで、その諸準備をしていきたいと考えております。どこまでが社会教育ということで微妙な部分はあります。かつては公民館というのは、個人利用は駄目で団体しか使えませんということもあったわけなのですが、今後はどこまで個人で使えるのか、1人でも使えるのか、3人ならいいのか、そういったことも含めて、かなり緻密な制度設計が必要になってくるかなと思っています。また、その内容を整理しながら、実際、運用がある程度見えた段階で説明させていただく必要があると思っています。
教育部長	基本的にはその地域の社会教育活動であるかということがひとつの判断基準になるかなと思います。ですので、例えば学校が存在していない別の地域、例えば桜井高校といえは市内中から生徒が集まっていると思いますけれども、その生徒がサークル的なことを、例えば、村椿公民館でやるとなった場合は、その地域の活動といえるのかどうかということかと思っています。また、そういうことについてはマニュアルについてこれから細かいところを整備しようかと思っています。10月1日からの施行ですので、そのあたりは委員の皆様方にも相談しながら客観的な判断基準ができるようにしていきたいと思っています。

教育長	<p>その他、いろいろご意見が出ているわけですが、委員の皆様よろしいですか。今委員からご意見あった中に、桜井高校とありましたが、桜井高校に通う生徒であれば魚津市であろうが、どこであろうがいいのか、黒部市内在住なのかなど、いろんなパターン出てくると思います。そういうことも含めて、きちっと説明できるようにマニュアル化していくということで、また、いろんなご意見がありましたら委員の皆様お聞かせください。それでは議案第11号について、原案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
教育長	<p>議議なしということで議案第11号は原案の通り決定いたします。 それでは次に「議案第12号 黒部市立図書館規則の一部改正について」説明願います。</p>
図書館長	<p>黒部市図書館が令和5年10月上旬に黒部市民交流センターに移転し、共用を開始するにあたりまして、図書館資料の貸出券、いわゆる利用者カードの住所、郵便番号及び貸出点数を変更し、新たに郵送貸出を実施するものでございます。改正内容といたしましては、貸出券について、現状は黒部館と宇奈月館のそれぞれの館で1枚ずつ登録ができ、合計2枚の貸出券の利用が可能となっております。また、図書館資料の貸出点数は、貸出券1枚につき10点までとし、2枚の貸出券を保有すると、最大20点まで貸出が可能となっております。新図書館での共用開始後は貸出券の新規作成を1枚とし、図書館資料の貸出点数の上限を10点から20点に変更するものでございます。また、障害等で図書館への来館が困難な方を対象に郵送による図書館資料の貸出サービスを行うものでございます。これは、後ほど議案第16号でご説明いたします。施行期日は黒部市民交流センター条例の施行の日から施行するとしております。ただし、この期日前でも必要な準備行為をすることができるものとしております。説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>議案第12号の説明がありましたが質問があればお願いいたします。</p>
委員	(質問等なし)
教育長	<p>そうしましたら、議案第12号について、原案の通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
教育長	<p>ご異議なしということで、議案第12号は原案の通り決定いたしました。 次に「議案第13号 黒部市吉田科学館条例施行規則の一部改正について」説明願います。</p>
生涯学習文化課長	<p>市議会3月定例会において吉田科学館条例の一部改正が議決され制定されているところでございます。その条例に委ねられた規則部分ということで、教育委員会規則の制定をお願いするものであります。条例では博物館法に基づいて科学館協議会を置くという改正であります。条例上は協議会の委員はどういった方々から任命するとか、委員数は何人だとか、任期は2年だとか、これらは条例で決まっていますが、さらに詳しい部分で、規則第8条では、会長及び副会長を置くことや、会長及び副会長の所掌について、また第9条では会議の運営で会長が招集し会長が議長を務めるということを規則で定めるものであります。</p>
教育長	<p>議案第13号について質問あればお願いいたします。いわゆる上位法の改正等により、組織を明確に表した協議会という位置づけをしたということであります。質問よろしいでしょうか。</p>
委員	(質問等なし)

教育長 はい、そうしましたら、議案第13号は原案通り決定してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

教育長 ご異議ありませんので、議案第13号は原案の通り決定いたしました。
次に「議案第14号 黒部市美術館条例施行規則の一部改正について」説明願います。

生涯学習文化課長 こちらも、吉田科学館と同様、博物館法の法律の改正を受けて文言の訂正や修正をするもので、美術館もしっかり法律に合わせようということで、法律の名称に合わせ協議会に改めるものです。行っている任務や活動はこれまでと同様でありまして、単に名称を改正するということです。以上です。

教育長 議案第14号について質問ありますでしょうか。

委員 (質問等なし)

教育長 特にないようですので議案第14号について原案の通り決定してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

教育長 ご異議なしということで、議案第14号は原案の通り決定いたしました。
次に「議案第15号 黒部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項の制定について」説明願います。

図書館長 こちらの方も、くろべ市民交流センターに移転後、新図書館開館時に雑誌スポンサー制度を開始するものでございます。目的といたしましては民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに図書館資料を充実させ利用者サービスの向上を図ることとしております。内容といたしましては、民間事業者側が図書館の最新号の雑誌のカバーに企業広告を掲載する対価といたしまして、雑誌の購入費をご負担いただく制度でございませぬ。図書館が作成した対象雑誌リストから提供雑誌を選定し、雑誌は複数選択することが可能としております。スポンサーは雑誌の購入代金を負担し、雑誌の調達については、図書館が行うことといたしてしております。提供雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架することとしており、配架場所につきましては市民交流センターの1階の賑わいのフロアとしております。配架位置については、図書館が選定することとしております。現在38誌ある雑誌を、雑誌スポンサー制度を導入することによりまして、目標100誌としております。参考までに、県内では県立図書館をはじめといたしまして市立図書館10館のうち、黒部市、滑川市以外の8館は、導入済みと聞いております。説明は以上でございませぬ。

教育長 はい、議案第15号の説明がありましたが、質問について委員の皆様どうでしょうか。目的等は、今、館長からの説明の通りであります。広告イメージということで、裏表紙に広告が入って、表にはスポンサー名が入る、このことによって数多くの雑誌等を市民の皆さんに読んでもらうこととなります。ちなみに県内の市町村の図書館等の状況で、こういうスポンサー制度を導入されてるところの一覧がこうやって、運営の内容もわかですが、記載はしてございませぬ。質問よろしいでしょうか。

委員 (質問等なし)

教育長 館長これは黒部では過去にない、初めの取組ですか。

図書館長 初めての取組です。

教育長	宇奈月町のときもなかったですか。
図書館長	やっていないです。
教育長	だとすれば、本市では初めての導入であります。質問はないようですので、議案第15号について、原案の通り決定してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
教育長	ご異議なしということで、議案第15号は原案の通り決定いたしました。次に「議案第16号 黒部市立図書館障害者等郵送貸出事業実施要項の制定について」説明願います。
図書館長	趣旨といたしましては身体障害者などで図書館への来館が困難な方に対しまして来館せずに図書館を利用していただけるように郵送による図書館資料の貸出を実施するものでございます。こちらの方は令和5年10月上旬の新図書館開館後からのサービスとして実施するものでございます。対象者は黒部市在住の方で身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳などの手帳をお持ちの方として利用対象者を限定しております。利用手順といたしましては、貸出券をお持ちの方で郵送貸出の利用登録をまずしていただきまして、その後、貸出したい図書資料の申し込みをしていただきます。その後、図書館からゆうメール、これは郵便局の心身障害者用ゆうメールというのがございます。こちらのゆうメールを通じて資料を送付し、ゆうメール又は持参することにより返却していただくものでございます。県内では県立図書館をはじめといたしまして市立図書館5館、町では上市町で、計7館で導入済みでございます。説明については以上でございます。
教育長	議案第16号について質問はございますでしょうか。資料には登録書ということで、こういう形で登録を受けて対応していくという様式等も記載されております。よろしいでしょうか。
委員	(質問等なし)
教育長	それでは議案第16号について、原案の通り決定してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
教育長	ご異議なしということで、議案第16号は原案の通り決定いたしました。以上で議案の審議を終わります。 次に「6 報告」に移ります。はじめに報告第1号 教育委員会関係例規の制定等について説明願います。
市民交流センター企画運営班長	一つ目は、くろべ市民交流センター条例の制定についてであります。制定理由であります。交流センターの設置条例ということで管理運営に関して必要な事項を定めるものであります。内容につきましては、前回2月の定例会の報告案件にありました管理運営実施計画案の中で説明させていただいておりますので、この部分は省略させていただきます。一点、説明加えさせていただきますと、使用料についてであります。多目的室は10部屋あるのですが、21㎡から79㎡まで大小様々な部屋があります。1時間あたりの使用料は100円から300円まで利用しやすいものとなっております。調理室は132㎡と広いために1時間あたり600円となっているというものであります。施行期日につきましては公布の日から起算しては8月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するというふうになってございます。

教育長	ただ今の報告について確認事項等ありましたらお願いします。
委員	調理室が広いとのことですが、どれくらいの加工場やテーブルがありますか。
市民交流センター企画運営班長	広さについては132㎡です。
委員	キッチンは何台ですか。
市民交流センター企画運営班長	キッチンにつきましては、大きめのキッチンを配置するので全部で5台です。
委員	5台全部使ったの金額になりますか。例えば、そこまでもいらなくて2台ほど借りたいという人も同じ料金で借りなければならないということですか。
市民交流センター企画運営班長	そのとおりです。料金設定は5台使われても2台使われても、同じ料金での設定となっております。
委員	全部使う状態と1台だけ使うときは差があっても良いかと思います。半分使う場合の料金設定や1台に当たりの料金設定についてどうですか。
生涯学習文化課長	例えば同時に2つの団体が使うかなど、そういったことが想定されるのであれば、折半することもあると思います。そのあたりは運営しながらだと思います。かなり大きく立派な調理台です。これは今までの公民館と比べてもかなり広く、マグロの解体ができるぐらいの大きなテーブルです。そば打ちなどもできるような調理台なので、市民交流センター自体で、いろんな方を呼ぶことができる仕掛けも作っていきながら運営していきたいと考えています。料金については、こうした実態はありますが、4月以降の公民館の減免のルール化、既存団体の利用の仕方の中で、今まで利用していた方の料金が今よりも高くなるというようなこともあってはいけないと思っています。
委員	先ほど減免の話があったのですが、何かイベントする人も地域の活動という場合でも金額の差が起きてくるだろうということもあります。よく加工場を申請で使わせていただくときに出てくるのは施設の便利さだったりとか、設備がそろっていたりするもの、そして金額です。本当に細かい材料費をどうするかを主婦はかなり細かく小銭を数えてしているのは分かっているので、素敵なところで新しいところですが、長くそこで継続するにはやはり合理的な部分で、やってみて声が出てきて変更でも良いと思います。
教育長	そういう声があるのは私自身も認識しておりますが、だからと言って、1台でいくら2台だったらいくらと決めていくことが果たして利便性の面でいいのか、経済性のことを考えるとそうかもしれませんが、では「あなたは2台だからここまで行ったらダメだよ」とか、お互いに嫌な思いをしないように、どの程度の金額でどう運営していくかはこれからかなと思います。
生涯学習文化課長	施設の運営コストについて、施設全体を1年間運営するのに1億円近くかかりますが、料金収入を積み上げても1年間で500万円になるかどうかであって、塾みたいなことをやっておられたら、お金払うということで理解が得られる部分と、一方、地域のため、先ほど、部長も地域のための社会教育として行う部分、例えば地域のおじいちゃん、おばあちゃんのために弁当を作ったりするのは無料で気持ちよくやっていただく部分と差別化する意味での料金設定なので、先ほど委員が言われた部分は、そもそも無料で使える団体だと思います。また、有料で使っていただくのであれば、気持ちよく有料で

使っていただくという実態を踏まえながら、マニュアル化していくものだと思っております。

教育長

よろしいですか。実際の場合を想定したらどうなるかということはこれからまた出てくるかと思えます。

それでは2番目の議案第33号の報告の部分、お願いします。

生涯学習文化課長

公民館は社会教育活動を行う場所ですが、その活動以外の貸館あるいは、コミュニティの施策等ができるように条例改正を行うというものでございます。社会教育活動以外にも貸館を可能とする（有料）ということで、具体例としては企業研修や塾等への貸館がでございます。また、地域振興に資する活動であれば、営利活動も可能とするということで、有料ですが、野菜の有償販売や営利イベント、弁当を売るなど、そういった活動をできるようにということでございます。このあたりの議論は、3年前から公民館のあり方検討ということで、庁内で進めてきており、特に令和4年度は各公民館、振興会長を含めて、地区を回りながら、公民館でこういうことができるようになるのは良いというご意見でした。従来の無料と有料に区分しながら運営できます。そもそも公民館は社会教育施設だから、我々が優先だけでも、余力があれば、こういうふうには有料で使って、地域の人に喜ばれるようにという趣旨で実施するものでございます。料金についても、低く設定してございますし、このような形で活動領域を広げる、そのために有料化を取り入れたいということで、この公民館の在り方検討については、この先も継続していくことも考えられます。実は全国の公民館の数がどんどん減っています。それは建物が減っているわけではなくて、名前が減っているわけです。いわゆる公民館という看板を外して、コミュニティセンターや地区センターに変わっているというのが全国的な流れです。県内でも隣の魚津市や射水市や南砺市はもう公民館というのをやめております。公民館のあり方については、引き続き教育委員会委員の皆様とも継続してお話していくことになると思っております。この施行は10月に三日市公民館が市民交流センターでスタートするタイミングに合わせて市内全16公民館もこのような形でスタートするというものでございます。

教育長

質問確認事項等よろしいでしょうか。先ほどから話題で出て、委員からも質問があった市民交流センター調理室の使用料が1㎡あたり4.2円と資料に出ております。これらも全部根拠を持って示した金額であります。それと今後、今まで以上に各地区にきちっと理解をしていただく必要があります。公民館長やまちづくり推進委員の皆さんは理解いただいているとしても、住民に理解、例えば有料の具体例、企業研修、あるいは塾習い事などそこでやって月謝を取ることも可能で、さらに物販の販売も可能であるというこういう部分をきちっと周知していくことも、今後やっていかなければいけないと思えます。よろしいでしょうか。

その次の説明をお願いします。

生涯学習文化課長

次は吉田科学館、美術館の条例の一部改正です。いずれも博物館法の一部を改正する法律に伴うものでございます。少し博物館法の改正も含めてお話させていただきますと今年の4月1日から博物館法が改正されて施行されます。そこで一番にあるのが文化芸術基本法に基づくようにということです。観光やまちづくり、いろんな分野を連携しながら総合的にやっていくというのが文化芸術にも求められとるし、博物館にもそういったことが求められているということでございます。そのための体制として、館長しっかりさせて、その館長に対する設置者である市がしっかり運営協議会で意見をもするようにというのが法律の求めるところでございます。そういった中で先ほど言いましたが、条例でこのような内容の協議会を設置するというものでございます。そういう中で、今、吉田科学館の館長は実は教育長です。でも、本来的にはそこを管理してる指定管理者の吉田科学館振興協会が館長を置くべきでないか、そして、そこに対して市にこういう協議会があって、協議会からいろんな意見があって、館長に伝えるというのが

本来あるべきなんです、今そういう体制になっていないということもあって、今そこを整理しようっていうのが意図です。施行期日は令和6年4月1日ってことで、1年ほど先ですが、指定管理者制度が、令和6年4月に切替わるということで、そこに向けてこういう体制を整備して6月あるいは9月ぐらいから募集の手続きに入ると思いますが、その際には指定管理者でしっかり館長を置き、市では協議会で意見するというような、そういう体制を整備して来年の令和6年4月1日を迎えたいということで、今条例を改正したということでございます。それで美術館につきましても、目的は同じでありまして、協議会議はこれまで機能していますが、名称が法律と異なっていたので今回、合わせて名称を変えるということでございます。

教育長 吉田科学館及び美術館、両方説明ありましたが、質問ありますでしょうか。

委員 (質問等なし)

教育長 施行期日は吉田科学館の方は令和6年4月1日、そして美術館は令和5年4月1日ということで吉田科学館についてはこの1年間をかけてどういう方向が最も望ましいか、再度精査してくということであります。

それでは「報告第2号 黒部市議会3月定例会一般質問要旨及び答弁(教育委員会関係部分)」について報告願います。

教育部長

質問議員等：高野早苗議員(自民同志会代表質問)

質問事項：令和5年度予算関連事業について 項目2件
北方領土返還要求運動について 項目1件

質問議員等：大辻菊美議員(自民クラブ代表質問)

質問事項：令和5年度黒部市当初予算案について 項目2件

質問議員等：成川正幸議員(自民志創会代表質問)

質問事項：令和5年度予算編成基本方針について 項目2件

質問議員等：柳田守議員

質問事項：くろべ市民交流センターの運営及び市立公民館の運用等について
項目6件

質問議員等：松倉孝暁議員

質問事項：若者の定住への取組と教育環境の整備について 項目1件
広域観光について 項目1件

質問議員等：古川和幸議員

質問事項：移住定住・交流人口の拡大について 項目1件

教育長

これらにつきまして何かご確認等されたいことがございましたら、お受けしたいと思います。

委員

(質問等なし)

教育長

次に、「報告第3号 課等の事業報告(経過・予定)について」報告願います。

学校教育課長

〔経過事業〕

- 2月27日 令和4年度黒部市教育文化表彰式
- 3月15日 中学校卒業式
- 3月17日 小学校卒業式
- 3月22日 株式会社トヨックス紺綬褒状伝達式
- 〃 黒部まちづくり協議会寄附贈呈式
- 3月27日 令和4年度第2回黒部国際化教育推進協議会

〔予定事業〕

- 3月31日 人事異動辞令交付式（教職員ほか）
- 4月3日 人事異動辞令交付式（事務局職員ほか）
- 4月10日 中学校入学式
- 4月11日 小学校入学式
- 4月20日 令和5年度東海北陸都市教育長協議会定期総会・研究大会（～21日）
- 4月28日 教育委員会4月定例会

生涯学習文化課長

〔経過事業〕

- 2月27日 令和4年度伝承芸能・伝承技術士認定式
- 2月28日 第17回黒部市芸術祭第2回運営委員会
- 3月3日 第5回黒部踊り街流し実行委員会
- 3月16日 黒部市働く婦人の家兼黒部市勤労青少年ホーム運営委員会
- 3月23日 黒部市美術館運営審議会

〔予定事業〕

- 4月3日 辞令交付式（公民館ほか）
- 4月4日 辞令交付式（吉田科学館）
- 4月16日 明日の稚児舞
- 4月19日 黒部市芸術文化協会定期総会
- 4月27日 第1回黒部市公民館長・主事等会議
- 〃 第1回黒部市公民館連絡協議会総会

スポーツ課長

〔経過事業〕

- 2月27日 第7回KUROBE型地域部活動あり方検討会
- 3月13日 KUROBE型地域部活動 保護者説明会（清明中学校）
- 3月17日 KUROBE型地域部活動 保護者説明会（明峰中学校）
- 3月18日 黒部市トップアスリート育成教室（陸上競技）
- 3月24日 KUROBE型地域部活動 生徒説明会
- 3月27日 第3回東京2020オリンピックホストタウン記念事業実行委員会

〔予定事業〕

- 4月2日 第40回カーター記念黒部名水マラソン大会2カ月前マラソン練習会
- 4月14日 第40回カーター記念黒部名水マラソン第2回実行委員会
- 〃 大相撲黒部場所実行委員会

図書館長

〔経過事業〕

- 3月1日 「安心を備える」（～31日）
- 3月2日 第2回図書館協議会
- 3月4日 「家族っていいな」展（～31日）
- 3月18日 「緑花生活～暮らしに彩を～」（～4月16日）
- 〃 お花のポットをプレゼント（来館者先着100名）

学校給食センター所長	<p>〔予定事業〕</p> <p>○4月1日 「宇宙船図書館号」(～30日)</p> <p>○ 「 「ふるさと新川の山 ～春山編～」写真展(～5月31日)</p>
子ども支援課長	<p>〔経過事業〕</p> <p>○3月23日 3学期学校給食終了</p> <p>〔予定事業〕</p> <p>○4月7日 1学期学校給食開始(中)</p> <p>○4月10日 1学期学校給食開始(幼・小)</p>
教育長	<p>〔経過事業〕</p> <p>○4月20日 卒園式</p> <p>〔予定事業〕</p> <p>○4月7日 始業式/入園式</p> <p>○4月21日 クラス別懇談会(3歳児)</p> <p>○4月24日 クラス別懇談会(4歳児、5歳児)</p> <p>今ほどそれぞれ課等からの説明ありましたが、確認事項ありましたらお願いいたします。</p>
委員	(質問等なし)
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは「7 連絡事項等」に移ります事務局からお願いいたします</p>
学校教育課長	<p>¶ 中学校入学式 【日 程】4月10日(月)</p> <p>¶ 小学校入学式 【日 程】4月11日(火)</p> <p>¶ 4月定例教育委員会 【開催日】4月28日(金) 【時間】午後3時00分 【場所】203会議室</p>
教育長	<p>今事務局から日程等説明ありましたが、また、令和5年度のスケジュール等、調整よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、これを持ちまして本日の会議を終わります。</p>

上記、議事録の正確なることを証するために、次に署名する。

令和5年4月28日

署名人 黒部市教育委員会 教育長 中 義 文